

静岡県立農林環境専門職大学等紀要・年報編集委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部(以下「専門職大学」という。)の紀要・年報を円滑に発行するため設置する、静岡県立農林環境専門職大学紀要・年報編集委員会(以下「委員会」という。)の組織その他の必要な事項について定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 紀要・年報の編集方針に関すること。
- (2) 紀要・年報の作成、編集に関すること
- (3) 紀要・年報の配布に関すること
- (4) その他必要なこと

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 選定評議員のうちから評議会が選定する者
- (2) 生産環境学部の教員のうちから評議会が選定する者
- (3) 短期大学部の教員から評議会が選定する者
- (4) 教務課長
- (5) その他学長が指名する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、学長が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の3分の1以上の者から請求があったときには、委員長は委員会を招集しなければならない。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(評議会への報告)

第8条 委員長は、毎年度、紀要の編集報告等について評議会へ報告しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務等は、教務課で行う。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。